



平成 27 年 4 月 16 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 エ ー ア イ テ イ ー
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 矢 倉 英 一 (コード番号：9381 東証一部)
本 社 所 在 地	大 阪 府 大 阪 市 中 央 区 本 町 二 丁 目 1 番 6 号
問 合 せ 先	取 締 役 総 合 企 画 部 ・ 経 理 財 務 部 担 当 西 村 司
電 話 番 号	(0 6) 6 2 6 0 - 3 4 5 0 (代 表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 16 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 5 月 20 日開催予定の当社第 28 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 現行会社法では、社外取締役と責任限定契約を締結できることとされており、また「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号。以下「改正会社法」といいます。)では、社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結できることになりました。

これらに伴い、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、現行会社法および改正会社法の規定に基づき、第 29 条第 2 項を新設し第 39 条第 2 項の一部を変更するものであります。なお、第 29 条第 2 項の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 改正会社法の施行に伴い、補欠役員の予選に関する規定の項数が変更されましたので、第 31 条の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 5 月 20 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 5 月 20 日

以上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役及び取締役会 第29条 (取締役の責任免除) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第31条 (監査役の選任)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (条文省略) 2. (条文省略) 3. 当社は、会社法第329条第2項の規定により法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4. (条文省略) <p>第39条 (監査役の責任免除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (条文省略) 2. 会社は、社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。 	<p>第4章 取締役及び取締役会 第29条 (取締役の責任免除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行通り) 2. 当社は、社外取締役との間で、<u>会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u> <p>第5章 監査役及び監査役会 第31条 (監査役の選任)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行通り) 2. (現行通り) 3. 当社は、会社法第329条第3項の規定により法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4. (現行通り) <p>第39条 (監査役の責任免除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行通り) 2. 会社は、監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。